

国の原子力災害対策指針は被ばく計画
原子力避難訓練は住民が放射能から逃げる訓練
県民に放射能被ばくを強要しないでください

2017年1月12日

佐賀県知事 山口祥義 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
玄海原発反対からつ事務所／プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
原発を考える鳥栖の会／今を生きる会／風ふくおかの会
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会
東区から玄海原発の廃炉を考える会／福岡で福島を考える会

東京電力福島第一原発事故からもうすぐ6年。放射能はいまだ漏れつづけ、事故が収束しない中、九州電力と国は玄海原発3・4号機の再稼働を力づくで進めています。

山口知事は12月県議会で「再稼働はやむを得ない」と発言しました。原発事故が起きて、放射能によって住民の命の安全が損なわれ、ふるさとが奪われ、地域社会が崩壊されても、九州電力の利益のため、経済やエネルギーのためには仕方ないというのでしょうか。

新たにつくられた「再稼働に関して広く意見を聴く委員会」を構成する県民各層の代表者や県内の全市町の首長をはじめ住民の意見を広く聴く前に、このように「再稼働ありき」の姿勢を表明することは県民軽視も甚だしいものです。

なによりも、フクシマの甚大な犠牲を踏みにじるものであり、怒りを禁じえません。

12月26日に開かれた「広く意見を聴く委員会」第一回会合では、原発そのものへの不安、県民の命を主體的に守ろうとしない県の姿勢への批判の声が噴出しました。とりわけ避難計画に関する疑問、質問が多く出されました。「避難と再稼働は別」とする県の姿勢を糾す発言もありました。知事はこれらの意見に真摯に答える責任があります。

10月10日に行われた佐賀・福岡・長崎、三県合同の原子力防災・避難訓練を私たちは手分けして監視活動を実施しました。

熊本地震では家屋倒壊と道路寸断の中、屋内退避と避難路確保は非常に困難であり、さらに原発事故が重なったら安全に避難できる保証はないということが明らかになりましたが、今回の訓練では熊本の広範囲にわたる甚大な被害を踏まえ、あらかじめ予定されたスケジュール通りに行ったものに過ぎませんでした。全体として、現実とかけ離れた過小想定での小規模な訓練であり、自然災害と違って放射能から逃げなければならないことがほとんど意識されていない訓練でした。

「安全とは申し上げない」(田中俊一・原子力規制委員長)原発です。事故大前提の再稼働であり、事故は起きますのです。避難は想像を絶する困難なものとなることは福島第一原発事故で明らかになりましたが、現在の避難計画では、私たちの命を放射能被ばくから守ることは不可能なのです。

知事は訓練時に避難先などで住民に対して「今、再稼働はされていないが、玄海原発がそこにある。みなさんに寄り添って避難を考えていきたい」、「原発だけでなく、風水害でいざという時にどうするか、お互いに考え、助け合っていこう」などと発言しました。知事は再稼働の同意権を握っています。その判断によって住民に被害を与える重大な責任があります。放射能災害を自然災害と同じように扱い、かつ、自らの責任を放棄するような発言はあまりに無責任です。

使用済み核燃料も存在している以上、実効性ある避難計画は必要ですが、これ以上、危険にさらされないためには、再稼働は絶対に許されません。私たちは、原発のために故郷を捨てたくはありません。放射能から命を守るために、原発そのものをなくさなければなりません。

県民の命を預かる知事に対して、以下、要請と質問をいたします。1か月以内の回答を求めます。

【 要請事項 】

県民に放射能被ばくを強要する玄海原発再稼働を認めないでください。

【 質問事項 】

【 1 】 避難訓練の規模が小さすぎる

佐賀県内の避難訓練参加者数は3100人と報道されたが、短時間の「屋内退避訓練」参加者や自治体等の職員をのぞいて、実際に「避難する訓練」に参加した住民は639人だけであり、県内30キロ圏人口19万人のわずか0.3%にすぎなかった。集合場所でなぜこんなに小規模なのか市職員に聞いたところ、「混乱を及ぼすから」と答えた。

- (1)福島事故では、最大で避難者数は何人となったか。原発から何キロ離れた地域まで避難対象地域となったか。
- (2)福島を教訓とするのなら、30キロ圏はもちろんのこと、全県下の全住民を対象に、福島の現実を説明し、避難訓練を行うべきだが、なぜ行わないのか。

【 2 】 複合災害の想定が具体的に何も無い

前回の質問に対して知事は「県内で想定される地震が玄海原発に与える影響についての想定は行っていません」「具体的な原子力災害の想定はありません」と回答(2016年10月26日付)した。

県地域防災計画(原子力災害対策編)には「国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める」とあるが、県として何も検討していないことが、明らかになった。

- (3)これは、行政として職務怠慢、責任放棄ではないか。
- (4)地域防災・避難計画の主体は国でなく、県市町村にまかされている。国の指示待ちではなく、なぜ県民を被ばくさせないために、県独自の考えを打ち出し、国に意見を言わないのか。

【 3 】 熊本地震で起きた「屋内退避困難」「通行止め発生」という事態に対処できない

「自宅が困難な場合は、避難所となる学校や役場などで屋内退避」ということだが、熊本地震では、現行の耐震基準を満たしている学校や役場でさえも損傷し、避難所として使用できない所が多数あった。

玄海町の住民避難訓練では「土砂崩れが起きたりして、集合場所まで来れるもんか」「役場周辺はかつて浸水被害があった。土砂災害危険区域に指定されている場所がある。わざわざこっちに来ないよ」などの声を聞いた。

また、玄海町と伊万里市では、避難経路上の1か所が通行止めとなって、ルートを変更する訓練が行われたが、熊本地震では一時470か所が通行止めになった。さらに状況が刻々と変わった。

- (5)県内の原発事故時の避難集合場所や避難所となっている建物について、耐震基準を満たしていない施設名を挙げていただきたい。

(6)災害危険区域内に避難所等がある問題について、私たちも何度も見直しを求めてきたが、上記のような住民の声に伝えていただきたい。

(7)原発事故時の避難ルートで、地震などの災害により道路が通行止めになる可能性のある危険箇所はどこにどれだけあるか。

(8)知事は訓練直後の囲み取材で「今回はあらかじめの想定があつたが、突発的な事態に対応する訓練も考えてみたい」と述べた。それは、いつどのような形でやるのか。

【4】訓練や計画について住民への周知徹底がなされていない

訓練当日、30キロ圏全域で防災無線等による広報はされなかった。職員に聞くと「うるさいと言われるから」と言っていた。訓練に参加する一部の市民だけでなく、全住民に防災無線で知らせるべきである。

(9)なぜ知らせないのか。

(10)避難時の集合場所や避難ルート、避難先等、具体的な避難計画について、ホームページや市報だけでなく、各戸に対して徹底して説明をしたのか。

(11)避難の被ばく線量基準が、平常時の1万倍の毎時500マイクロシーベルト(μ Sv/h)、同じく400倍の20 μ Sv/hと法律で決められていることを、県民のほとんどが知らない。県民に周知徹底すべきではないか。

(12)福島では6年が経とうとしているが、いまなお9万人が避難生活を強いられている。避難期間はどのくらいを想定しているか。

(13)2012年の避難訓練では、SPEEDIによるシミュレーションを実施したところ、玄海町や唐津市の住民約50000人が南東方向へ逃げるルート上をまさに放射能が拡散していく予測結果が出た。風向きなどにより、避難したのに放射能被ばくする恐れがあることから、第二第三の避難ルートや避難場所、県外への広域避難をあらかじめ計画しておく必要がある。このことについて、県は以前、『九州・山口9県災害時相互応援協定』『関西広域連合九州地方知事会災害時応援協定』などに基づき、避難受入の要請をしていくことになる」、「さらに必要な場合には国により調整される」と回答(2014年8月14日付)した。調整はどこまで進んだのか、各地区ごとに具体的に示されたい。

【5】放射能への危機意識が薄い避難集合場所

訓練現場で参加者の多くはマスクもしておらず、防護服を着用していたのはスクリーニング会場の自衛隊員や交通誘導の警察官ぐらいだった。持ち物は男性は財布のみ、女性は小さなバック一つなど、みな軽装だった。

避難訓練を告知するチラシに描かれた家族のイラストにもマスクなどが描かれていない。「放射性物質」「放射能」という言葉すら記載がない。放射能への危機意識がなさすぎである。

(14)住民も職員も、マスクやカッパなどの着用を、最低限の防護として徹底すべきではないか。

(15)チラシは、どの範囲に何枚配布したのか。イラストや文言を修正すべきではないか。

(16)自宅屋内退避訓練の参加者数、時間、どんな訓練をしたのか。

(17)避難訓練の各所で「MRI」の腕章をつけた人達を見かけたが、どういう関係者か。避難の検証をしていたのであれば、その内容・結果、経費を明らかにされたい。

【6】避難時のバスは確保されるのか

避難計画では自家用車で避難できない人に対しては県がバスを手配することになっている。

5キロ圏は「放射能放出前の避難」ということで民間事業者のバス運転手に運転を要請するが、30キロ圏は「放射能放出後の避難」ということで自衛隊などに運転を要請するという。30キロ圏の内と外で運転を自衛隊と民間とで交代するという。「自衛隊はバス事業者からどこでどのようにバスを引き継ぐのか」の以前の

質問に、「運転手があらかじめ定める待機場所やバス事業所へ車両受け取りに向かい、そこから運転を行うことになる」と回答(2016年1月29日付)した。

- (18)バス・タクシー協会との協定はまだ締結されていないが、いつ締結するのか。
- (19)事故時には営業運転中のバスが多数あると考えられるが、県、バス協会、各会社、運転手との間で具体的にどのように連絡をとるのか。
- (20)どの地区にどの会社が向かうなどの具体的な計画を示されたい。
- (21)自衛隊とバス事業者とで、「あらかじめ定める」引継ぎ場所はどこか。
- (22)自衛隊が30キロ圏内住民を圏外まで搬送した後は再度、民間運転手に引き継ぐとしているが、その運転手は、自衛隊がピストン往復して戻ってくるまで、どこで待つのか。
- (23)大型バスを運転するには免許が必要だが、自衛隊員など誰にどのようにとらせているのか。
- (24)運転手用の防護服等はどこにどれだけ備蓄しているのか。
- (25)避難訓練時、運転手はマスクをしていなかった。事前に説明はあったか尋ねると「ここに来てと言われたから来ただけ」と答えた。民間運転手には積算放射線量1ミリを超えさせないというが、放射能に関する説明などを具体的にどの程度説明しているのか。線量はどのように管理するのか。
- (26)各事業者と運転手との間での原発事故の避難輸送に関して合意はできているのか。被ばくした場合の補償はどうなるのか。
- (27)チェルノブイリでは放射能に汚染され使用できなくなったバスやヘリの置き場(墓場)がある。福島では汚染した車両はどう処分されたのか。また、玄海ではどう処分するのか。その弁償はどうするのか。

【7】最も配慮すべき要援護者の避難

5キロ圏内の特別養護老人ホーム玄海園では、今年度も昨年度も自衛隊が避難訓練開始前に到着していた。また職員らが要援護者役を演じ、バスにスムーズに乗り込むなど困難な状況を想定していなかった。

- (28)県は老人福祉施設協議会とは協定を結び、二週間程度の一次避難については決まったというが、原発事故の避難は長期化する。二次避難先がまだ決まっていないとの不安の声を聞くが、いつ決まるのか。
- (29)施設職員に対して放射能についての研修はどのように何回行ったのか。
- (30)在宅の避難行動要支援者は5キロ圏で玄海町174人、唐津市290人。5～30キロ圏で玄海町106人、唐津市6945人、伊万里市2940人、合計9991人となっている。「要支援者」にはどういう方が含まれているのか、定義を明らかにされたい。妊婦らは入っているのか。
- (31)通院者や妊婦らに対して、原発事故時にどのような支援・対応をしたらいいのか、病院長らに徹底しているのか。
- (32)人数は毎日変動するが、どのように把握し、計画に反映させているか。
- (33)30キロ圏の要支援者9991人のうち5904人が支援者が決まっているという。4割もの人が支援者がいない。どうするのか。

【8】児童の保護者への引き渡し訓練

生徒300人の玄海小学校で、初めて生徒の保護者への「引き渡し訓練」が行われた。玄海原発30キロ圏の学校では事故が起きたら、すぐに親に迎えに来てもらうというのが基本となっている。訓練では300人のうち約50家庭の保護者が来たということだが、突然の事故時にはどれだけ親が迎えに来られるだろうか。

- (34)保護者、子ども達からどんな意見が出ていたか。
- (35)引き渡し訓練はこれまでに何校、何人を対象に実施したのか。それは30キロ圏の何%か。すべての学校でやるべきではないか。
- (36)避難指示が出たら、残る生徒たちは親を待たずにバスで避難となるが、親にはどう連絡するのか。

(37)玄海小は原発からわずか5キロ強に位置しているが、訓練中、校舎のドアは開けっぱなし。教職員は普段の恰好、マスクは誰もつけず。放射能測定器も学校に備わっているのに、まったく使わず、だった。訓練時の放射能濃度はどのような想定だったのか。放射能があつという間に襲ってくることは想定しないのか。

【9】安定ヨウ素剤は事前配布が絶対必要

玄海町と伊万里市の住民避難では集合場所で安定ヨウ素剤事前配布訓練が行われた。

玄海町では、医師もいない中、職員から副作用のこと、アレルギーのこと、飲み方の注意などが、駆け足(7分)で説明された。住民から、服用指示や副作用についての質問や、事前に説明してほしいなどの意見が相次いだ。

国は安定ヨウ素剤の事前配布を5キロ圏に限っているが、原発事故の被害は5キロでとどまることはない。道路一本隔てて、もらえる人、もらえない人が出てきてしまう。5キロで線引きするのがおかしい。

事前配布しない理由として副作用の恐れなどを挙げているが、事故直後に配布場所となっている公民館などに医師がかけつけることこそ不可能であり、副作用やアレルギーはないのかと突然言われても判断は難しい。熊本地震の教訓から学ぶなら、やはり事前に配布し、原発事故時になぜヨウ素剤を飲まなければいけないのかの理由と、副作用やアレルギーについてかかりつけの医師と相談しておくことこそ、必要な対策ではないか。

東海原発30キロ圏内の茨城県ひたちなか市では、国や県に逆らってまで、全住民を対象とした事前配布を実現している。

(38)佐賀県は、国の方針にのっとり、高齢者や障害者に対しては5キロ圏外でも事前配布を検討するというが、すべての住民に対して、事前配布と説明をすべきではないか。県独自に行う考えはあるのか。

(39)県は前回、ヨウ素剤について「原子力災害という非常に限定された事態」「非常に限定された条件下でのみ使用される」から、事前配布しない方がいいと回答(2016年1月29日付)した。福島では一度の事故で取り返しのつかないことになった。原発事故はたった一度でも起きたら完全収束は不可能なものである。今なお、原子力安全神話の世界にいるような、こうした認識を持つことは重大な誤りだ。撤回を求める。

(40)事前配布は、ひたちなか市や篠山市などが先進的に取り組んでいる。県も照会したとのことだが、いっどんなことを聞いて、参考点や課題は何だったか明らかにされたい。

(41)以上を踏まえて、5キロで線引きする理由は何か示していただきたい。

(42)服用指示は誰が判断するのか。「具体的基準はない」と国は答えた。県は具体的にどう判断し、指示するのか、住民の耳に届くまでの流れを示されたい。

(43)30キロ圏外から救出に行く人も含め、自治体職員や運転手用のヨウ素剤はどこにどれだけ備蓄しているのか。

【10】甘すぎるスクリーニング(放射能汚染検査)・除染

避難訓練では今年も県内では1ヵ所のみ、伊万里市大坪地区の住民避難の途中にある杵藤クリーンセンターで行われた。

(44)スクリーニング・除染は放射能災害からの避難に不可欠である。なぜすべての訓練参加者に実施しないのか。

(45)計画では検査場所が7ヵ所から12ヵ所になった。それぞれの場所の敷地広さ、検査を受け入れる車の想定台数と想定人数はいくらか。計画図面も示されたい。

(46)国のマニュアルでは検査場所は「原発30キロの境界周辺(境界から概ね数キロメートルの範囲)」と定められている。新たに示された場所である基山総合公園は玄海原発から65キロ、佐賀県立森林公園は50キロなど、30キロから相当離れたところに位置する。マニュアルに違反しているのではないか。放射能を拡散することになるのではないか。

- (47)マニュアルでは「車両や住民の移動を一方通行とする」となっているが、訓練では同じ所を出入り口にしてきた。これではせっかく除染しても、再度汚染されることになるのではないのか。
- (48)車両検査では、表面汚染検査用の放射線測定器を用いた場合、「手の届く高さや可能な範囲で、はしごを使用した高所作業等を行わない」とした上で、タイヤとワイパー部を検査することになっている。屋根やボディ底部など手の届かない部分が汚染されていたらどうするのか。
- (49)県はゲート型モニターを4台保有しているということだが、どこに配備しているのか。
- (50)ゲート型モニターの場合はゲートを通過させた後は、タイヤ検査はなしで、ワイパー部の検査だけで終了する。タイヤの汚染は検出できるのか。
- (51)今年の訓練では、車の除染に粘着式カーペットクリーナー、“コロコロ”が使われていた。コロコロでの除染は、放射線量をどのぐらい落とすことができるのか。その効果は検証したのか。
- (52)住民の検査・簡易除染はマニュアルで「屋内で行うことが原則」とされているが、訓練では屋外のテントで行われていた。外気は放射能で汚染されている可能性があり、屋内実施を徹底すべきではないのか。
- (53)住民の簡易除染で、拭き取りでも線量が落ちない場合は流水を利用するというが、訓練会場ではシャワー設備がなかった。どのように確保するのか。
- (54)衣服が汚染されたために必要となる着替え用の衣類はそれぞれの場所で何人分備蓄されているか。
- (55)検査・除染証明書の発行はしないのか。福島では証明書を提示しないと、コンビニやホテルで入店、入室を拒否されたりした実例があった。
- (56)スクリーニング・除染の必要性を周知徹底しない現状では、検査場所を通らずに避難する人が当然出てくるだろうが、そういう人達にどう対応するのか。
- (57)県は「避難住民への健康調査については避難後に実施することにして」と回答(2016年1月29日付)した。福島県では「県民健康管理調査」が行われたが、住民の当然の権利を無視し、本人にもその結果が知らされなかった。もし事故が起きたら、佐賀県は本人への結果報告はするのか。
- (58)そもそも福島の事故前は除染の基準値は1万3000cpmだったが、福島第一原発1号機の爆発後、10万cpmにまで引き上げられた。その後、国の指針は4万cpmとなった。これは表面の汚染密度で1平方センチあたり120ベクレルであり、「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」4ベクレルの30倍である。事故が起きたら、基準や法令がどんどん緩められ、改悪されているのが原発だ。県民の命の安全が脅かされることに対して、県として憤りを覚えないのか。

【11】離島住民の不安はまったく解消されない

- (59)長崎県壱岐島では船で博多に逃げる訓練が高波のため2年連続で中止になった。県は旅客船協会と協定を締結したが、事故時にどう安全に避難できるのか、住民の不安はまったく解消されない。放射能汚染によって、住民の戻れない島になるかもしれないことを住民に説明しているのか。

【12】山口祥義佐賀県知事の責任は重大である

- (60)知事が同意し、再稼働させれば、原発の危険性は高まる。
知事は使用済み核燃料の処分場について「新たなものは受け入れたくない」と発言したが、再稼働すれば、核のごみをまた増やし、10万年先の未来に負の遺産を押しつけることになる。
知事が同意し、再稼働した後、事故が起きれば、長崎、福岡のみならず世界中の住民をも巻き添えにすることになる。
避難計画は被ばく計画である。犠牲になるのは住民である。
それでも再稼働やむを得ずというのか。私たちは、受け入れることはできない。
知事はこれらの責任をどうとるのか。
県民の命と生活を守るのが知事の最大の務めだ。国や九電に追従するのではなく、県民を守る意志を示されたい。